

合併推進協議会だより



第6号

発行責任者 / 阿蘇中部4町村合併推進協議会 会長 河崎敦夫 編集・発行 / 阿蘇中部4町村合併推進協議会事務局 一の宮町宮地1957-4 ☎0967-35-4011



合併推進協議会の状況

五月十三日（火）第十一回阿蘇中部4町村合併推進協議会が、阿蘇町いこいの村大会議室で開催されました。

会議に先立ち、今回交代された協議会委員三名に対し委嘱状交付が行われました。

会議は河崎敦夫会長挨拶に続いて、協議会顧問の岩下直昭阿蘇地域振興局長の挨拶があり、引き続き河崎会長を議長として議事の審議に移りました。

今回の審議事項については三議案が審議され、次回審議事項として四議案が提案されました。

会議の提案審議経過並びに次回提案事項は次のとおりです。

場 所

阿蘇町／阿蘇いこいの村会議室

第11回協議会
5月13日（火）

協議事項

○協議第三十号 新市の名称について



原案どおり承認されました。

なお、一の宮町から、阿蘇市以下の表記について、阿蘇市一の宮町○○といった調整ができないかとの要望がなされ、今後の字名等の調整の中で検討していきます。

○協議第三十一号 慣行の取扱いについて

原案どおり承認されました。

なお、市章の取扱いについては次回の協議会において提案することとしました。

○協議第三十二号 社会教育関係の取扱いについて

新市における生涯学習の拠点施設（中央公民館）や文化ホール等文教施設の整備、建設については、合併後に検討するということが提案していましたが、地域住民の要望が強い施設でもあり、合併までに検討して欲しいとの意見が出され、合併までに検討するということが一部修正を加え、案のとおり承認されました。

提案事項

① 一部事務組合の取扱いについて

現在4町村は、阿蘇広域行政事務組合や熊本県町村職員退職手当

組合等に加入していますが、合併後も同組合に加入していくことで提案しています。なお、町村職員退職手当組合等については、現在、市も含める方向で検討中です。

② 使用料・手数料の取扱いについて

使用料については、各施設等の状況が異なるため、差異があるのが一般的です。可能な限り統一に努めるということで提案しています。

手数料については、現在4町村ともほとんど同じ取扱いをしており、負担公平の原則から合併時に統一することとしています。

③ 建設関係事業の取扱いについて

町村道の改良整備計画については、新市において調整することとし、継続事業については、新市においても引き続き実施することとしています。特に4町村をアクセスする道路については、最重要路線と位置づけ、優先的に整備を図ります。

町村河川についても、町村道と同様の取扱いをする予定です。

公営住宅は、現在4町村で九百十戸ありますが、今後の建設計画

については、新市において引き続き実施することとしています。住宅については現行どおり新市に引き継ぐものとし、家賃については現在と同様公営住宅法で定める基準によるものとしています。入居者の選考基準については、新市において調整します。

④ゴミ収集運搬業務事務の取扱いについて

ゴミ収集回数や収集方法等については、現行どおり新市に引き継ぐものとし、新市において作成する一般廃棄物処理計画に基づき調整することとしています。

し尿等の収集運搬については、現行どおり新市に引き継ぐものとしています。

以上、次回協議予定の四項目について事務局から事前説明を行いました。六月十日の協議会において具体的協議が行われる予定です。

その他

○委員の交代について

今回三名の委員の交代があり、河崎会長から委嘱状を交付しました。交付された方は次のとおりです。

- 一 宮町笹原瑞穂委員に代わり、宮本一良委員、産山村井エミ子委

員に代わり、井邦子委員、波野村志賀安男委員に代わり、山口定喜委員がそれぞれ新委員として就任されました。

今回の協議において

確認された事項

協議第三十号 新市の名称について

新市の名称を「阿蘇市」とする。

協議第三十一号 慣行の取扱いについて

(1)市民憲章については、新市において協議し制定する。

(2)新市の花・木・鳥については、それぞれ新市において、公募等により制定する。

(3)名誉町村民制度については、合併後に新市において制度を統一する。現在の名誉町村民は、新市に引き継ぐ。

(4)その他の表彰制度については、新市において制度を検討する。

協議第三十二号 社会教育関係の取扱いについて

(1)生涯学習講座については、住

民の要望を参考に充実を図るよう実施し、受講料については、新市において調整・検討する。

(2)生涯学習の拠点となる施設については、新市において引き続き適切な管理運営に努めるものとし、開館時間、休館日等については地域のニーズを把握し、合併までに調整する。

図書館の組織体制、司書の配置及び電算化については新市において調整・検討する。

(3)社会教育関係団体、文化協会、体育協会等については、新市の一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合に向けて調整に努める。補助金等については合併までに調整する。

(4)公民館役員の数、任期、報酬及び費用弁償については、合併までに調整する。公民館条例、規則、本館・分館の設置及び位置づけ等については、合併までに検討する。

(5)合併までに、新市に生涯学習の拠点施設（中央公民館等）の設置を検討する。

(6)社会教育施設については、新市において引き続き適切な管理運営に努めるものとし、使用料については合併までに検討・調整する。

(7)成人式については、合併後新市において「合同成人式」の開催に向け調整、検討する。

(8)合併までに、新市において文化ホール等文教施設の整備、建設について検討する。

(9)各指定文化財、文化財保護事業等については現行どおり新市に引き継ぐ。新市においても文化財保護委員会を設置し、委員の数、任期等については合併までに調整する。

(10)各種スポーツ行事等については、新市において調整するものとし、現行単位で開催することが適当なものについては、当分の間継続する。学校施設については合併後も解放するものとし、使用料等については合併までに調整する。

平成十五年五月十三日確認



阿蘇中部4町村名称の由来

合併推進協議会は五月十三日の第十一回協議会で、新市の名称を「阿蘇市」と命名することをきめました。今後は阿蘇市に向かつて協議を進めることとなりますが、ここでは、現在までの4町村の町村名の由来を紹介します。なおここで紹介する町村名の由来は、「熊本県市町村台併史（改訂版）平成七年三月熊本県総務部地方課発行」を参考文献としています。

一の宮町

宮地町、坂梨村、中通村、古城村が合併し、昭和二十九年四月一日より一の宮町となる。

和二十九年四月一日より阿蘇町となる。

●町名の由来

神武天皇の孫、建磐龍命をまつる肥後一の宮阿蘇神社が町の中心にあるところから「一の宮町」と名付けた。

●町名の由来

世界に誇る阿蘇山を擁しており、本町の象徴である阿蘇山とともに町の発展を実現すべく「阿蘇町」と決定した。

●村名の由来

古くから伝えられたところによると、村を貫流する清流産山川の上流に「乙宮」という部落があり、昔は「元宮」と称していたとのことである。この地に神武天皇の命を受け阿蘇経営に下られた建磐龍命がとどまられた時、同伴された阿蘇姫命が、速瓶玉命を出産されたということから、いつの世からか速瓶玉が、山にたとえられて「山が産まれた」と言われるようになり、のち「産山」と称されるようになったと伝えられている。

波野村

波野村、中江村、滝水村、小池野村、小園村、赤仁田村、新波野村が合併し、明治二十二年四月一日より波野村となった。

●村名の由来

明治五年に作成された戸籍帳によると「濤野村」、「浪

野村」と混記されているが「波野村」と名付けたのは、本村の地形が南北に波のように起伏しており、その形がさながら大波のうねりのように見えるところからきたものと推察される。
：とそれぞれの名称由来が記載されています。



阿蘇町

内牧町、黒川村、永水村、尾ヶ石村、山田村が合併、昭

産山村

産山村、田尻村、山鹿村、大利村、片俣村が合併し、明治二十二年四月一日より「産山村」となる。

阿蘇中部4町村合併協議（協定）項目一覧表

○印は第11回協議会までに提案、承認された事項

これまでの経過

4月9日～5月13日

4月9日 第十六回総務部会（合併推進協議会事務局）

4月10日 第十三回文教部会（合併推進協議会事務局）

4月11日 第十三回厚生部会（合併推進協議会事務局）

4月11日 第一回水道関係会議（合併推進協議会事務局）

4月14日 第十二回電算分科会（戸籍）（一の宮町役場）

4月15日 第十二回幹事会（合併推進協議会事務局）

4月16日 第十七回総務部会（合併推進協議会事務局）

4月18日 第九回産業部会（合併推進協議会事務局）

4月23日 第十二回町村長会（合併推進協議会事務局）

4月24日 第十四回文教部会（合併推進協議会事務局）

5月1日 第十四回厚生部会（合併推進協議会事務局）

5月2日 第十三回電算分科会（合併推進協議会事務局）

5月2日 第二回水道関係会議（合併推進協議会事務局）

5月6日 第一回国土調査担当者会（合併推進協議会事務局）

5月7日 第一回防災消防主任会議（合併推進協議会事務局）

5月7日 第一回防災消防主任会議（合併推進協議会事務局）

5月7日 第十六回企画部会（波野村神楽苑）

5月8日 第十四回電算分科会（合併推進協議会事務局）

5月12日 第三回財政担当分科会（合併推進協議会事務局）

5月13日 第十一回阿蘇中部4町村合併推進協議会（阿蘇町いこいの村）

5月13日 第十一回阿蘇中部4町村合併推進協議会（阿蘇町いこいの村）

区分	番号	項目	提案	承認
基本的事項	1	合併の方式	○	○
	2	合併の期日	○	○
	3	新市の名称	○	○
	4	新市の事務所の位置	○	
	5	財産及び債務の取扱い	○	
合併特例法に規定されている協議項目	6	新市建設計画（ビジョン）	○	○
	7	議会議員の定数及び任期の取扱い	○	○
	8	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	○	
	9	地方税の取扱い	○	
	10	一般職員の身分の取扱い	○	○
その他の必要な協議事項	11	特別職等の身分の取扱い	○	○
	12	条例、規則等の取扱		
	13	事務機構及び組織の取扱い	○	○
	14	一部事務組合の取扱い		
	15	使用料、手数料等の取扱い		
	16	公共的団体等の取扱い		
	17	補助金・交付金等の取扱い		
	18	町・村・字名の取扱い		
	19	慣行の取扱い	○	○
	20	国民健康保険の取扱い	○	
	21	介護保険の取扱い		
	22	消防団の取扱い	○	○
	23	行政区の取扱い		
	24	姉妹都市の取扱い	○	○
	25	国際交流事業の取扱い	○	○
	26	電算システム事業の取扱い	○	○
	27	広報・広聴関係事業の取扱い	○	○
	28	防災関係事業の取扱い		
	29	人権教育・同和対策事業の取扱い	○	○
	30	保健衛生関係事業の取扱い		
	31	病院・診療所（直営）の取扱い	○	○
	32	障害者福祉事業の取扱い		
	33	高齢者福祉事業の取扱い		
	34	児童福祉事業の取扱い		
	35	保育事業の取扱い	○	
	36	その他の福祉事業の取扱い	○	○
	37	ゴミ収集運搬業務事業の取扱い		
	38	環境対策事業の取扱い		
	39	農林水産関係事業の取扱い		
	40	商工観光関係事業の取扱い		
	41	建設関係事業の取扱い		
	42	上・下水道事業の取扱い		
	43	学校教育関係の取扱い	○	○
	44	社会教育関係の取扱い	○	○
	45	その他の事業の取扱い		

次回協議会開催日

第十二回合併推進協議会

六月十日（火）産山村基幹集落センター

第十三回合併推進協議会

七月八日（火）波野村公民館

時間はいずれも午後一時三十分からの予定です。

※協議会の開催日及び開催時間は毎月第二火曜日の午後一時三十分開会を原則としていますが、変更するときもあります。

傍聴等を希望される場合は、事務局又は町村役場にお問い合わせください。

合併事務局 ☎ 35・4011

協議会の会議資料は

閲覧することができます

協議会の会議録や会議資料は、合併推進協議会事務局で閲覧することが出来ます。詳しくは事務局にお尋ねください。

ホームページをご利用ください

協議会の開催状況や合併に関する情報を提供しておりますので、ご利用ください。

URL <http://www.aso.ne.jp/~asochubu/>

編集後記

深緑の季節から、花の季節へ、仙酔峡のミヤマキリシマや、波野高原のスズランが今年もすばらしい自然を満喫させてくれました。阿蘇外輪の広大な草原、外輪から眺める雄大な五岳、眼下に広がる阿蘇谷の田園、毎日の忙しさに、つい大自然のすばらしさを見失ってしまっているようです。

たくさんのお客様の方が来られ、阿蘇の大自然に感嘆して帰られますが、地元の私たちは、見慣れた環境に振り返ることもなく黙々と毎日の生活に追われています。

淡紅色に彩る仙酔峡のミヤマキリシマを眺めながら、あらためて阿蘇のすばらしさを痛感しました。

今4町村の合併事業を考える毎日ですが、私たちがしなければならぬことは、我々の子孫が、このすばらしい大自然の中で、豊かに暮らせるような環境を残していかなければならないことだと思います。

現在、この阿蘇郡内に十二の自治体があり、それぞれの地域開発・地域づくりを進めてきました。その中には、競合する類似施設などもあったと思います。合併によって考えられることは、自治体が大きくなれば、まとまったものをもっとポイントを選んで整備できるようにするということです。夢の膨らむ合併でありたいと思います。

お詫びと訂正
「合併推進協議会だより」
前号の表紙の中で、「第4号」とありましたが、「第5号」の誤りでした。お詫びして訂正いたします。